

# 資料 12

(構想区域別資料)

出典：平成 25 年度厚生労働科学研究補助金（厚生労働科学特別研究事業）・今後の医療需要を踏まえた医療機能の分化・連携を促すための地域医療ビジョン策定に向けて把握すべきデータやその活用方法に関する研究（H25-特別-指定-007）（研究代表者：松田晋哉）

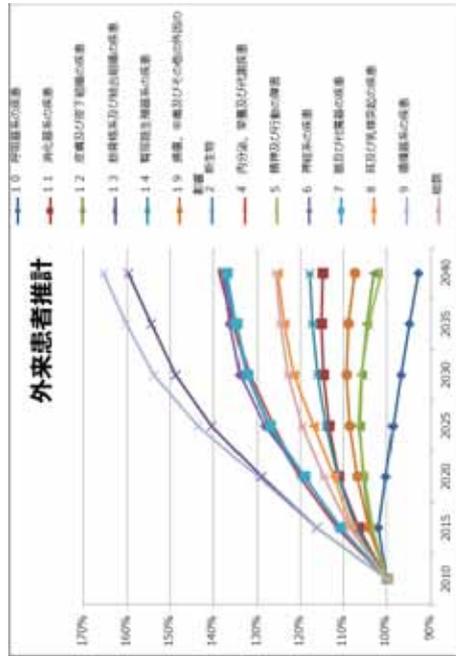
資料 12 傷病別患者数の推計（構想区域別）



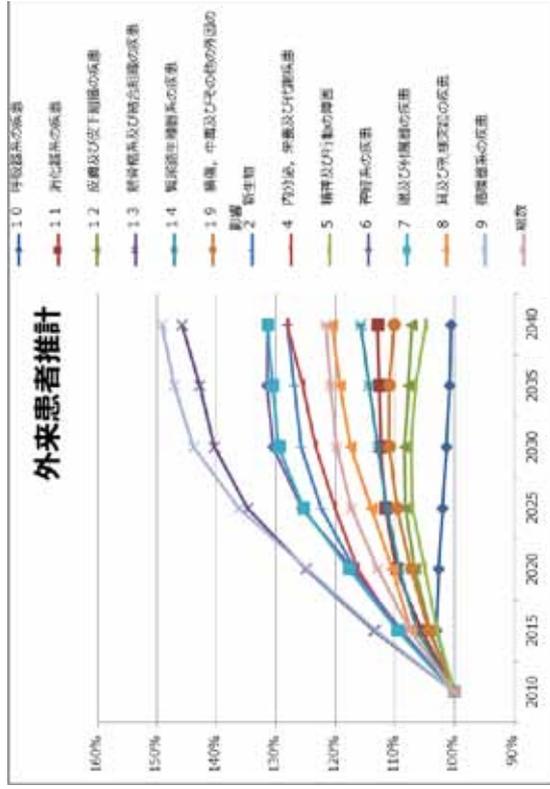
資料 12 傷病別患者数の推計（構想区域別）

出典：平成 25 年度厚生労働科学研究補助金（厚生労働科学特別研究事業）・今後の医療需要を踏まえた医療機能の分化・連携を促すための地域医療ビジョン策定に向けて把握すべきデータやその他の活用方法に関する研究（H25-特別-指定-007）（研究代表者：松田晋哉）

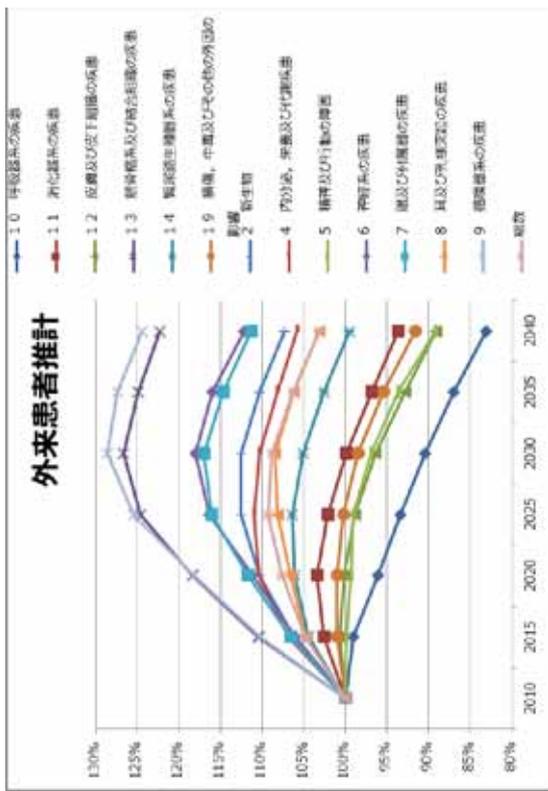
■ 01 福岡・糸島 ■ 【図表 12-01】傷病別患者数の推計（01 福岡・糸島）



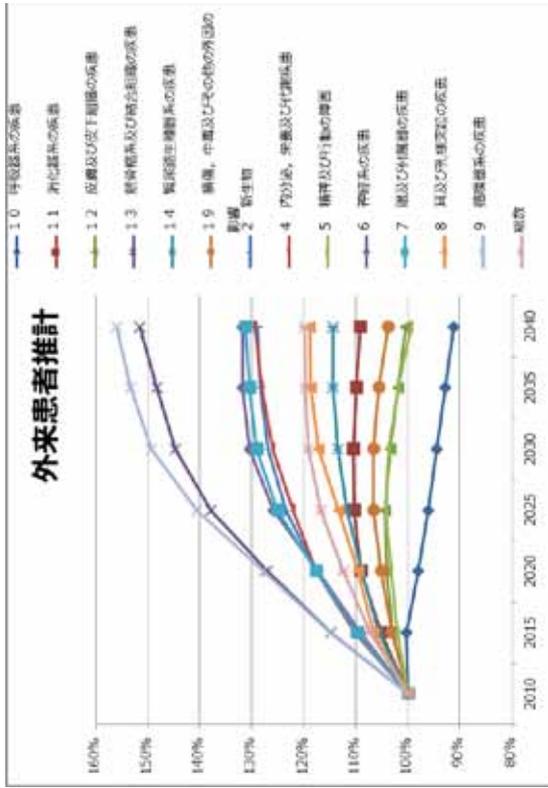
■ 02 粕屋 ■ 【図表 12-02】傷病別患者数の推計（02 粕屋）



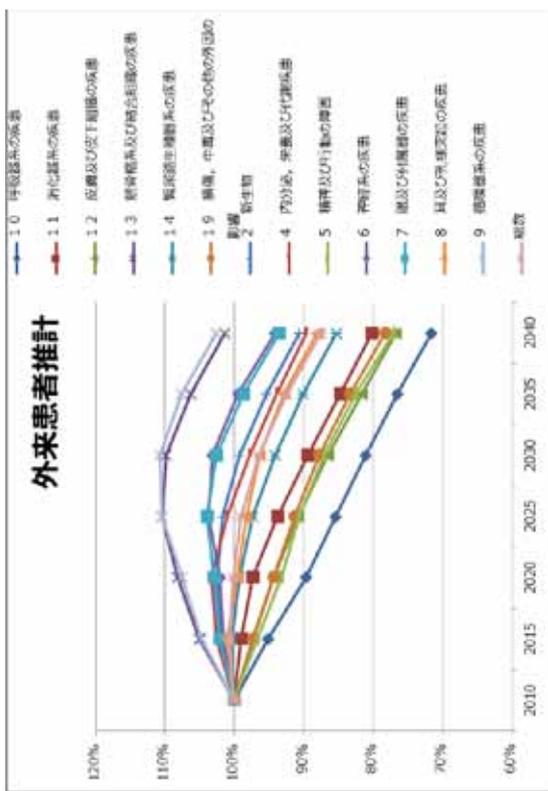
03 宗像 【図表 12-03】 傷病別患者数の推計 (03 宗像)



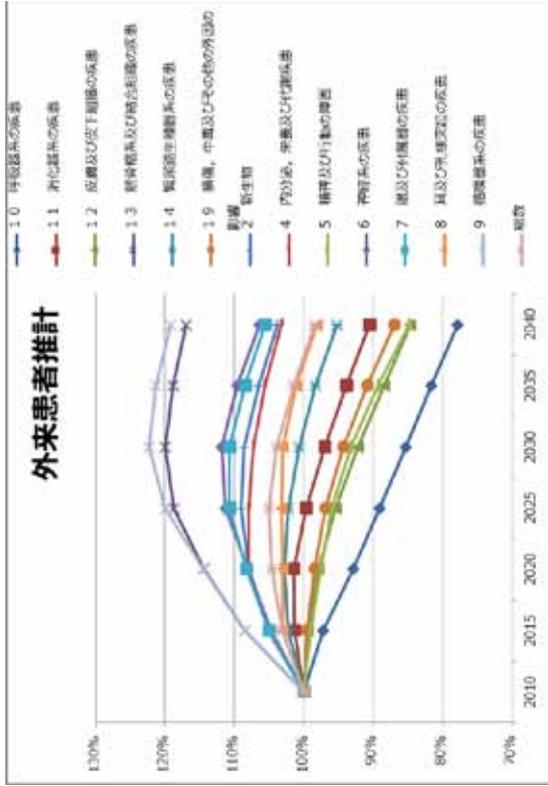
04 筑紫 【図表 12-04】 傷病別患者数の推計 (04 筑紫)



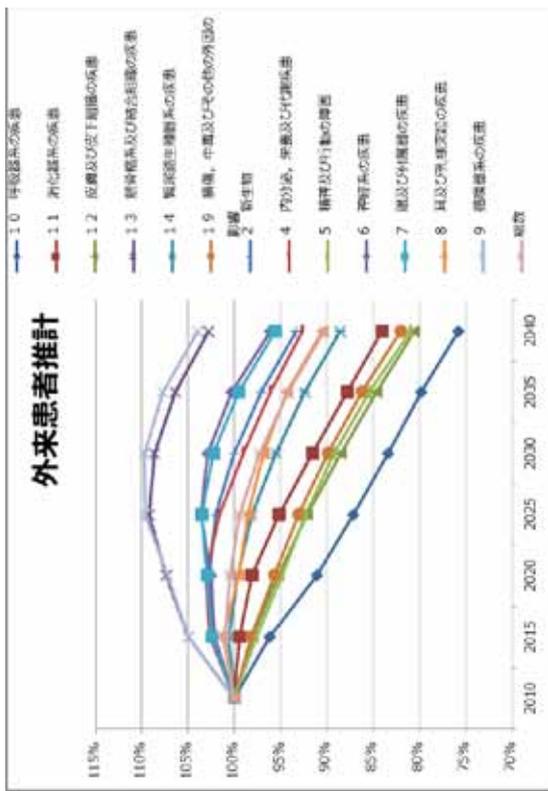
05 朝倉 【図表 12-05】 傷病別患者数の推計 (05 朝倉)



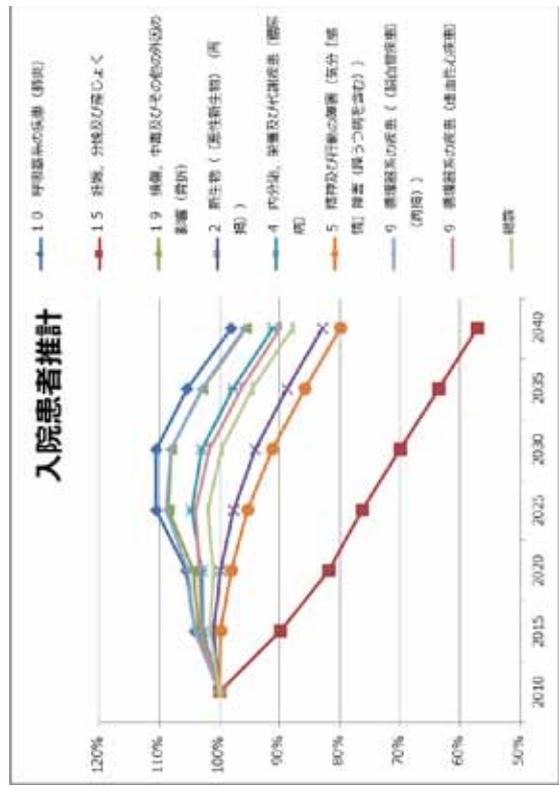
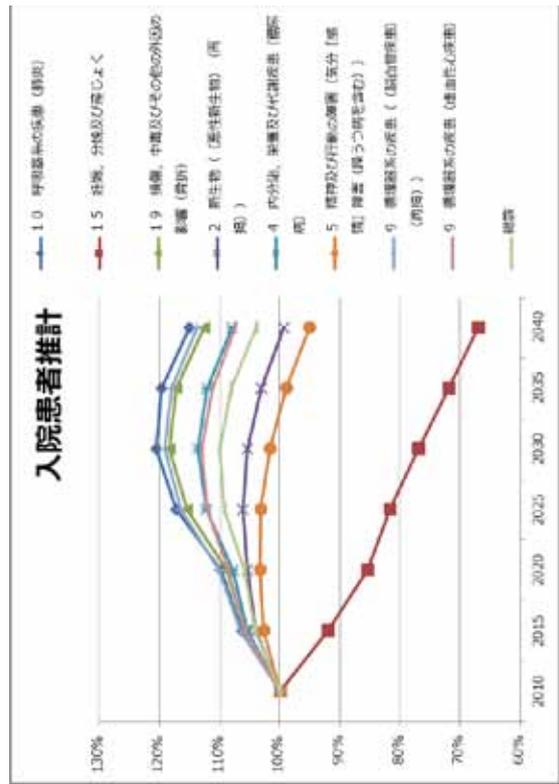
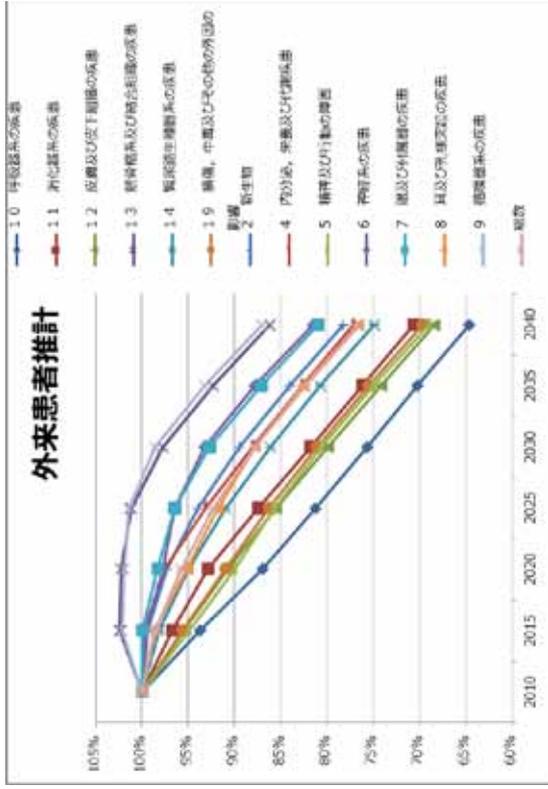
06 久留米 【図表 12-06】 傷病別患者数の推計 (06 久留米)



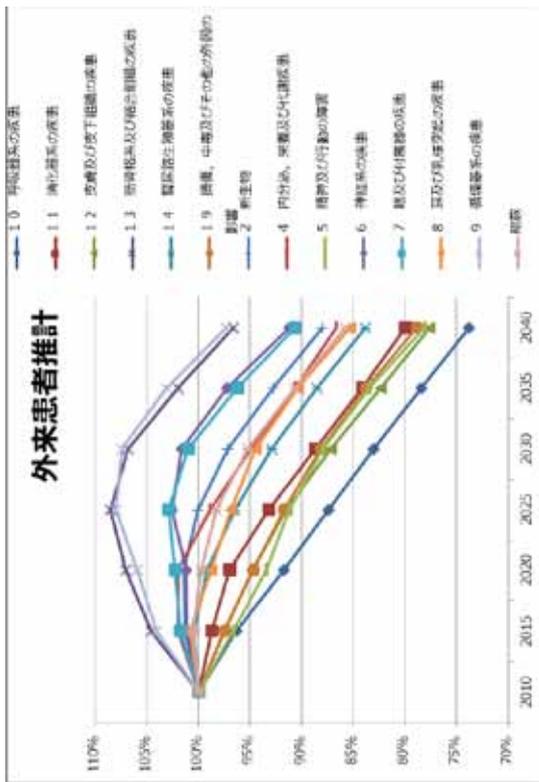
07 八女・筑後 【図表 12-07】 傷病別患者数の推計 (07 八女・筑後)



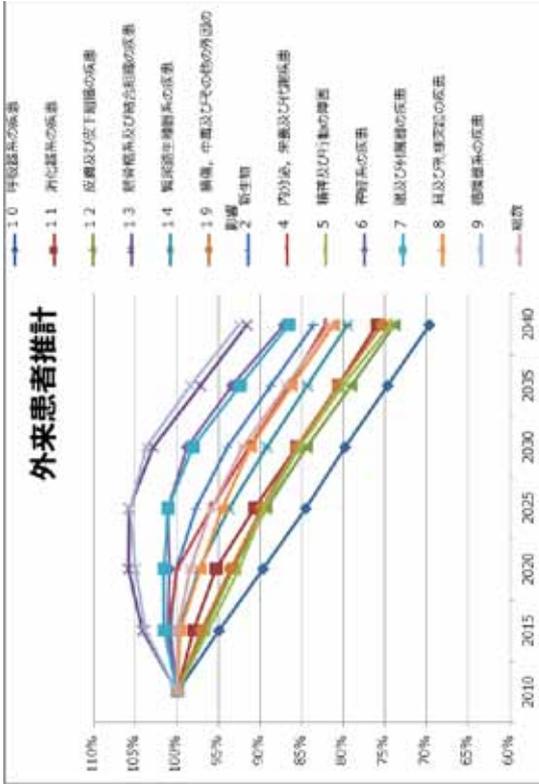
08 有明 【図表 12-08】 傷病別患者数の推計 (08 有明)



09 飯塚 【図表 12-09】 傷病別患者数の推計 (09 飯塚)

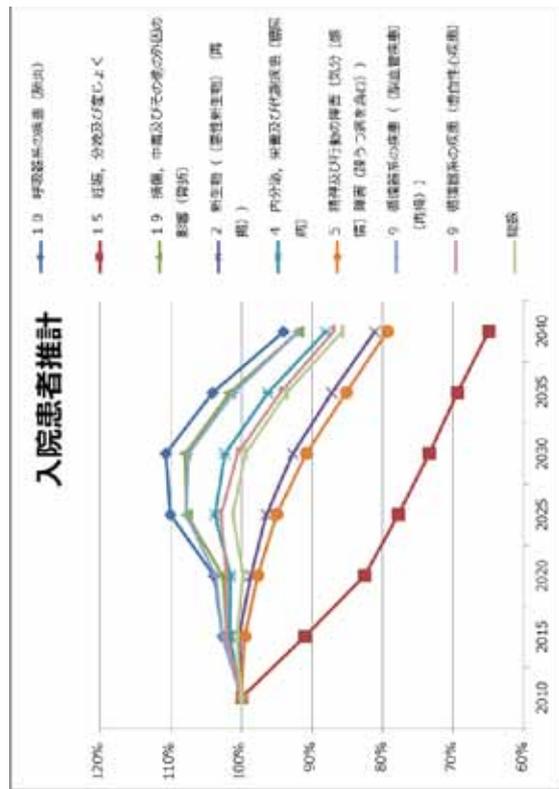
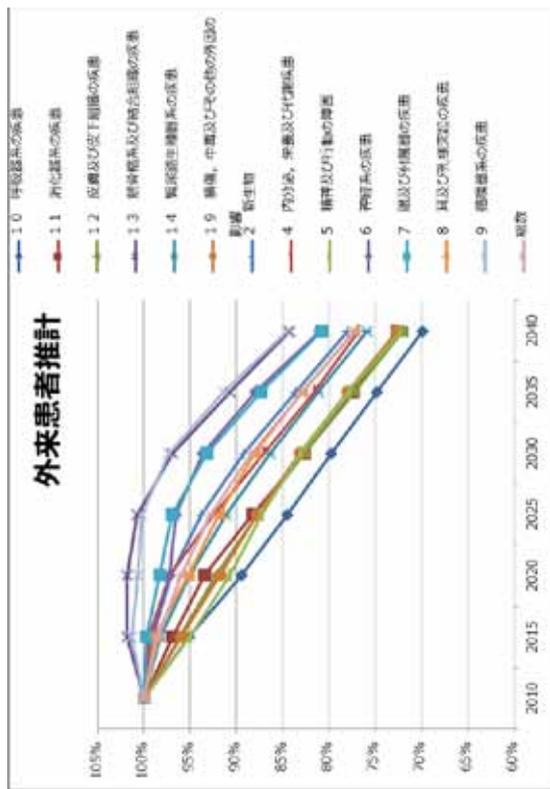


10 直方・鞍手 【図表 12-10】 傷病別患者数の推計 (10 直方・鞍手)

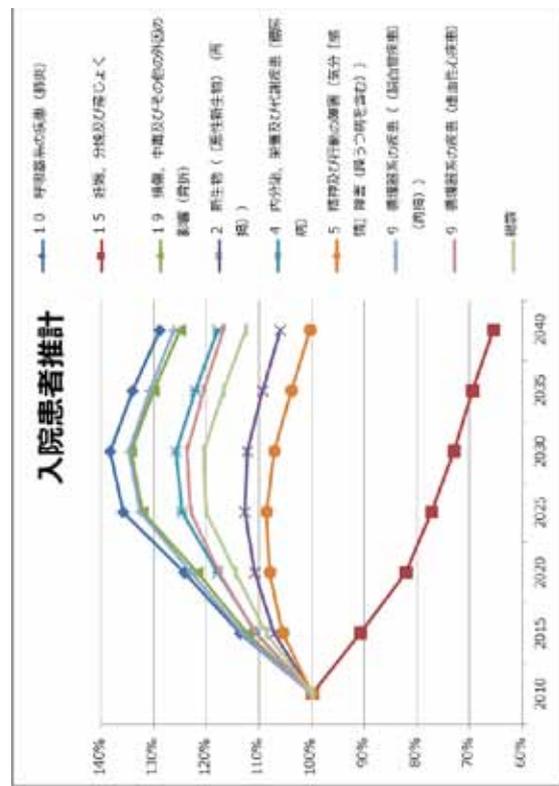
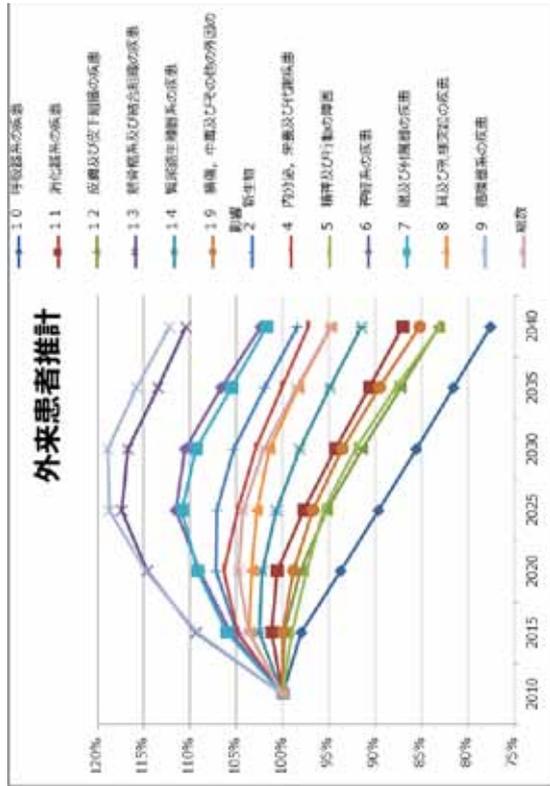


資料12  
傷病別患者数の推計

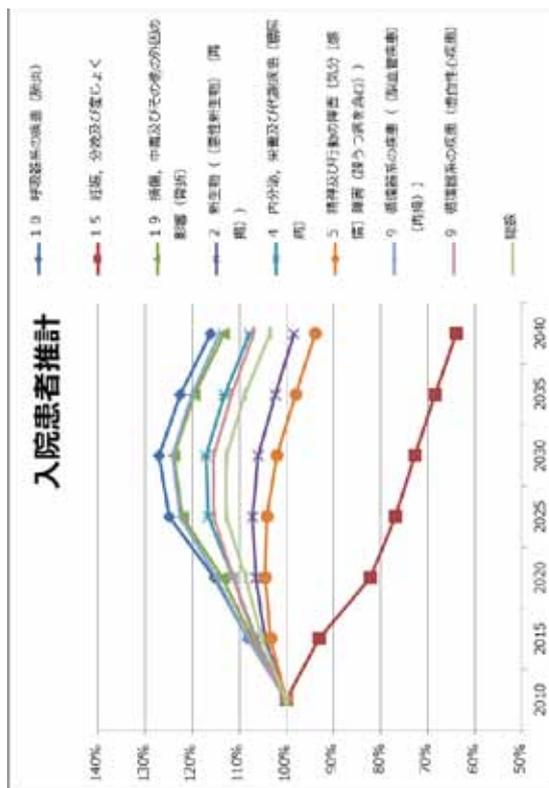
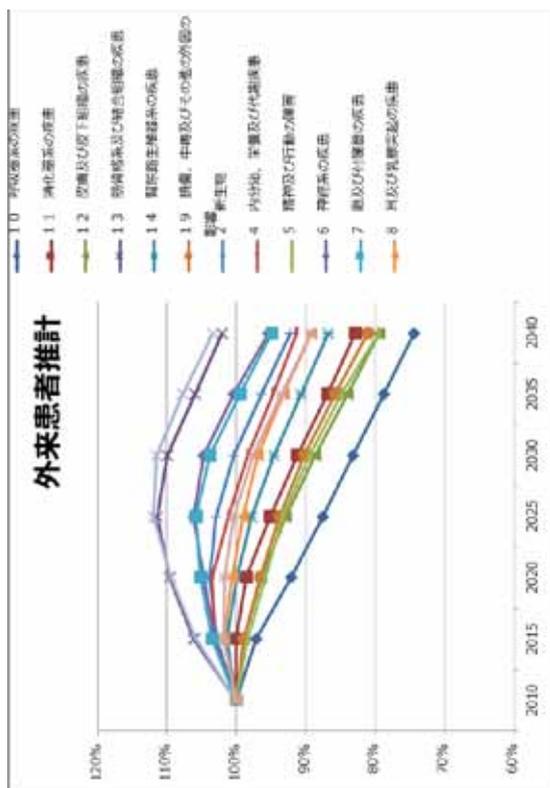
11 田川 【図表 12-11】 傷病別患者数の推計 (11 田川)



12 北九州 【図表 12-12】 傷病別患者数の推計 (12 北九州)



■ 13 京築 ■ 【図表 12-13】 傷病別患者数の推計（13 京築）





# 資料 13

資料 13-1 福岡県地域医療構想策定会議・調整会議開催及び福岡県医療審議会等の会議の状況

資料 13-2 福岡県地域医療構想策定会議・調整会議委員



## 資料 13-1 福岡県地域医療構想策定会議・調整会議及び福岡県医療審議会等の会議の開催状況

【図表 13-1-1】福岡県地域医療構想策定会議・調整会議開催状況（開催日等）

## ① 福岡県地域医療構想策定会議

コード	構想区域	名称	委員の数	第1回	第2回	第3回
4000	県全域	福岡県地域医療構想策定会議	13人	H27.10.19(月) 福岡県庁	H27.12.22.(火) 福岡県庁	H28.5.10(火) 吉塚合同庁舎
				第4回	第5回	第6回
				H28.8.23(火) 福岡県庁	H28.11.7(月) 吉塚合同庁舎	H29.1.30(月) 福岡東総合庁舎

## ② 福岡県地域医療構想調整会議

コード	構想区域	名称	委員の数	第1回	第2回	第3回
				第4回	第5回	備考
4001	福岡・糸島	福岡県福岡・糸島区域地域医療構想調整会議	24人	H27.11.25 (水) 福岡市医師会館	H28.2.02. (火) 福岡市医師会館	H28.5.19 (木) 吉塚合同庁舎
				H28.8.30 (火) 福岡市医師会館	H28.11.29 (火) 福岡市医師会館	
4002	粕屋	福岡県粕屋区域地域医療構想調整会議	20人	H27.11.17 (火) 粕屋保健福祉事務所 大会議室	H28.2.12(金) 粕屋保健福祉事務所 大会議室	H28.6.1 (水) 粕屋保健福祉事務所 大会議室
				H28.9.07 (水) 粕屋保健福祉事務所 大会議室	H28.11.30(水) 粕屋保健福祉事務所 大会議室	
4003	宗像	福岡県宗像区域地域医療構想調整会議	14人	H27.11.16(月) 宗像総合庁舎	H28.1.29. (金) 宗像医師会館	H28.6.27(月) 宗像医師会館
				H28.8.31(水) 宗像医師会館	H28.11.28 (月) 宗像医師会館	
4004	筑紫	福岡県筑紫区域地域医療構想調整会議	17人	H27.11.9(月) 筑紫総合庁舎 大会議室	H28.2.08(月) 筑紫総合庁舎 大会議室	H28.6.20 (月) 筑紫総合庁舎 大会議室
				H28.9.06(火) 筑紫総合庁舎 大会議室	H28.11.22(火) 筑紫総合庁舎 大会議室	

4005	朝倉	福岡県朝倉区域地域医療構想調整会議	15人	H27.10.26(月) 朝倉総合庁舎 大会議室	H28.1.22 (金) 朝倉総合庁舎 大会議室	H28.5.23 (月) 朝倉医師会館 2 F 研修ホール
				H28.9.05 (月) 朝倉医師会館 2 F 研修ホール	H28.11.14 (月) 朝倉医師会館 2 F 研修ホール	
4006	久留米	福岡県久留米区域地域医療構想調整会議	23人	H27.11.12(木) 久留米医師会館 会議室	H28.2.16 (火) 久留米医師会館 会議室	H28.5.25 (水) 久留米医師会館 会議室
				H28.9.12 (月) 久留米医師会館 会議室	H28.11.16 (水) 久留米医師会館 会議室	
4007	八女 ・筑後	福岡県八女・筑後区域地域医療構想調整会議	15人	H27.11.5 (木) 八女総合庁舎 大会議室	H28.1.27(水) 八女総合庁舎 大会議室	H28.6.23 (木) 八女総合庁舎 大会議室
				H28.9.08 (木) 八女筑後医師会館 会議室	H28.11.29 (火) 八女筑後医師会館 会議室	
4008	有明	福岡県有明区域地域医療構想調整会議	16人	H27.11.16 (月) 柳川総合庁舎 会議室	H28.2.05(金) 柳川総合庁舎 大会議室	H28.6.30(木) 柳川山門医師会館
				H28.9.06(火) 柳川山門医師会館	H28.11.30(水) 柳川山門医師会館	
4009	飯塚	福岡県飯塚区域地域医療構想調整会議	15人	H27.11.17(火) 飯塚医師会館	H28.2.10 (水) 飯塚医師会館	H28.6.28(火) 飯塚医師会館
				H28.9.01 (木) 飯塚医師会館	H28.11.21(月) 飯塚医師会館	
4010	直方 ・鞍手	福岡県直方・鞍手区域地域医療構想調整会議	16人	H27.12.1(火) 直方鞍手医師会館 講堂	H28.2.03 (水) 直方総合庁舎	H28.6.27(月) 直方総合庁舎 第4会議室
				H28.9.13(火) 直方総合庁舎 第502会議室	H28.11.17 (木) 直方総合庁舎 第502会議室	
4011	田川	福岡県田川区域地域医療構想調整会議	20人	H27.11.13 (金) 田川総合庁舎 第5会議室	H28.2.19(金) 田川総合庁舎 第5会議室	H28.5.26(木) 田川総合庁舎 第5会議室
				H28.9.01(木) 田川総合庁舎 第5会議室	H28.11.24 (木) 田川総合庁舎 第5会議室	
4012	北九州	福岡県北九州区域地域医療構想調整会議	26人	H27.11.18 (水) 八幡総合庁舎 別館第1会議室	H28.2.03 (水) 八幡総合庁舎 大会議室	H28.6.29 (水) 八幡西生涯学習 総合センター201室
				H28.9.08 (木) 八幡西生涯学習 総合センター204室	H28.11.15 (火) 北九州市立商工 貿易会館601室	
4013	京築	福岡県京築区域地域医療構想調整会議	20人	H27.11.19 (木) 京築保健所 会議室	H28.1.20 (水) 行橋総合庁舎 大会議室	H28.6.21(火) 京築保健所 会議室
				H28.9.07(水) 京築保健所 会議室	H28.11.28(月) 京築保健所 会議室	

【図表 13-1-2】福岡県地域医療構想策定会議・調整会議開催状況（議題等）

	福岡県地域医療構想策定会議	福岡県地域医療構想調整会議
第1回	(1) 議長の選出について (2) 福岡県地域医療構想の策定体制・スケジュールについて (3) 2025年必要病床数の推計値について (4) 構想区域間の患者流出入の取り扱いについて (5) 慢性期における療養病床入院受療率の目標設定について (6) 構想区域の設定について (7) その他	同左
第2回	(1) 福岡県地域医療構想の策定体制・スケジュールについて (2) 2025年必要病床数の推計値について (3) 構想区域間の患者流出入の取り扱いについて (4) 慢性期における療養病床入院受療率の目標設定について (5) 構想区域の設定について (6) その他	同左
第3回	(1) 第2回地域医療構想調整会議での意見と今後の取扱いについて (2) 第3回地域医療構想調整会議の議事及び進め方について (3) その他 ・ 回復期、慢性期及び在宅医療等の医療需要 ・ 2015年（H27）年病床機能報告の速報値	同左 （但し、福岡・糸島、粕屋、宗像、筑紫区域については、必要病床数についての協議あり。）
第4回	(1) 2025年必要病床数の推計値について (2) 福岡・糸島、粕屋、宗像、筑紫区域における必要病床数の算定について (3) 第4回地域医療構想調整会議の議事及び進め方について (4) その他	同左 （但し、福岡・糸島、粕屋、宗像、筑紫区域以外については、（2）の協議なし。）
第5回	(1) 2025年必要病床数の推計値について (2) 福岡県地域医療構想素案について (3) 第5回地域医療構想調整会議の議事及び進め方について (4) その他	同左
第6回	(1) 福岡県地域医療構想（案）に係るパブリックコメント等の結果について (2) その他	—

【図表 13-1-3】 福岡県医療審議会・医療計画部会の開催状況（開催日等）

名 称	委員 の数	平成 2 7 年度			
		第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
福岡県医療審議会	2 9 人	H27.7.6 (月) 吉塚合同庁舎	H27.11.19 (木) 福岡東総合庁舎	-	-
		平成 2 8 年度			
		第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
		H28.9.12 (月) 吉塚合同庁舎	H28.12.1 (木) 吉塚合同庁舎	H29.2.17 (金) 吉塚合同庁舎	-
福岡県医療審議会 医療計画部会	1 5 人	平成 2 7 年度			
		第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
		H27.6.12 (金) 福岡県庁	H27.8.28 (金) 福岡県庁	H28.3.29 (火) 吉塚合同庁舎	-
		平成 2 8 年度			
		第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
		H28.9.9 (金) 福岡西総合庁舎	H28.12.19 (月) 福岡県庁	H29.2.7 (火) 福岡県庁	-

【図表 13-1-4】 福岡県医療審議会・医療計画部会の開催状況（議題等）

	福岡県医療審議会	福岡県医療審議会 医療計画部会
H27 第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域医療構想の策定について</li> <li>(2) 医療介護総合確保促進法に基づく平成28年度福岡県計画（案）（医療分）について</li> <li>(3) 医療介護総合確保促進法に基づく平成27年度福岡県計画の事後評価（案）について</li> <li>(4) その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療介護総合確保促進法に基づく平成27年度福岡県計画（案）（医療分）について</li> <li>(2) 医療介護総合確保促進法に基づく平成26年度福岡県計画の事後評価（案）について</li> <li>(3) その他</li> </ul>
H27 第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 報告事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域医療構想の策定状況について</li> <li>② 医療介護総合確保促進法に基づく平成27年度福岡県計画について</li> </ul> </li> <li>(2) 審議事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 病床転換の取扱いについて</li> </ul> </li> <li>(3) その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域医療構想について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域医療構想の策定について（7月6日医療審議会での審議内容）</li> <li>(2) 2025年の必要病床数の推計について</li> <li>(3) 必要病床数の算定に関することについて                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>① 構想区域の設定について</li> <li>② 患者流出入の調整について</li> <li>③ 慢性期機能の必要病床数の算定について</li> </ul> </li> <li>(4) 地域医療構想策定会議及び地域医療構想調整会議について                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>① 委員の構成について</li> <li>② 委員の数について</li> <li>③ 部会・ワーキンググループ等の設置について</li> <li>④ 設置運営要綱（案）について</li> <li>⑤ 会議資料等の取扱いについて</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>2 その他                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の策定スケジュールについて</li> </ul> </li> </ul>
H27 第3回	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域医療構想について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域医療構想の策定状況及び今後のスケジュールについて</li> <li>(2) 構想区域の設定について</li> </ul> </li> <li>2 その他</li> </ul>
H28 第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療介護総合確保促進法に基づく福岡県計画（医療分）及び事後評価について</li> <li>(2) その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部会長の選出について</li> <li>(2) 医療介護総合確保促進法に基づく福岡県計画（医療分）及び事後評価について</li> <li>(3) その他</li> </ul>
H28 第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 福岡県地域医療構想（案）について</li> <li>(2) その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 福岡県地域医療構想（案）について</li> <li>(2) その他</li> </ul>
H28 第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 福岡県地域医療構想（案）について</li> <li>(2) 地域医療構想策定後の進め方について</li> <li>(3) その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 福岡県地域医療構想（案）について</li> <li>(2) 地域医療構想策定後の進め方について</li> <li>(3) その他</li> </ul>

## 資料 13-2 福岡県地域医療構想策定会議・調整会議及び福岡県医療審議会等の委員

【図表 13-2】福岡県地域医療構想策定会議・調整会議委員名簿 (平成 28 年 12 月 1 日現在)

〔福岡県地域医療構想策定会議 (13 名)〕

No	種別・推薦団体等	委員所属名	委員役職	委員名
1	福岡県医師会	福岡県医師会	副会長	蓮澤 浩明
2	福岡県医師会	福岡県医師会	副会長	堤 康博
3	福岡県医師会	福岡県医師会	常任理事	戸次 鎮史
4	福岡県歯科医師会	福岡県歯科医師会	専務理事	大山 茂
5	福岡県薬剤師会	福岡県薬剤師会	専務理事	原口 亨
6	福岡県看護協会	福岡県看護協会	常任理事	黒岩 悦子
7	福岡県病院協会	福岡市民病院	院長 (協会副会長)	竹中 賢治
8	福岡県私設病院協会	さくら病院	院長 (協会会長)	江頭 啓介
9	全国自治体病院協議会 福岡県支部	飯塚市立病院	管理者 (協議 会副支部長)	武富 章
10	福岡県精神科病院協会	三池病院	理事長・院長 (協会会長)	富松 愈
11	福岡県有床診療所協議会	福岡県有床診療所協議会	顧問	鹿子生 健一
12	福岡県医療法人協会	田主丸中央病院	会長 (協会会長)	鬼塚 俊一
13	福岡県保険者協議会	福岡県保険者協議会	会長	福山 利昭

## 〔福岡県福岡・糸島区域地域医療構想調整会議（25名）〕

No	種別・推薦団体等	委員所属名	委員役職	委員名
1	福岡県医師会	福岡市医師会	参与	江頭 啓介
2	福岡県医師会	福岡市医師会	副会長	寺坂 禮治
3	福岡県医師会	東区医師会	会長	田村 重彰
4	福岡県医師会	博多区医師会	会長	牟田 浩実
5	福岡県医師会	中央区医師会	会長	田中 耕太郎
6	福岡県医師会	南区医師会	会長	藤田 芳憲
7	福岡県医師会	城南区医師会	会長	竹田 和夫
8	福岡県医師会	早良区医師会	会長	田北 昌史
9	福岡県医師会	西区医師会	会長	岩尾 憲夫
10	福岡県医師会	糸島医師会	会長	菊池 正統
11	福岡県歯科医師会	福岡市歯科医師会	副会長	神田 晋爾
12	福岡県薬剤師会	福岡市薬剤師会	会長	瀬尾 隆
13	福岡県看護協会	白十字病院	看護部部长	大浦 一美
14	福岡県病院協会	西福岡病院	理事長	安藤 文英
15	福岡県私設病院協会	牟田病院	理事長 (協会副会長)	牟田 和男
16	全国自治体病院協議会 福岡県支部	福岡市立病院機構 福岡市立こども病院	病院長	原 寿郎
17	福岡県精神科病院協会	今宿病院	理事長・院長	深堀 元文
18	福岡県有床診療所協議会	福岡県有床診療所協議会	理事	松本 光司
19	福岡県医療法人協会	福岡記念病院	病院長	黒田 康夫
20	福岡県保険者協議会	福岡市	保健福祉局総務部 国民健康保険課課長	小川 明子
21	福岡県保険者協議会	全国健康保険協会 福岡支部	企画総務部長	野中 孝夫
22	保健所	福岡県 糸島保健福祉事務所	所長兼保健監	中原 由美
23	市町村	福岡市	保健福祉局 理事	永淵 英洋
24	市町村	福岡市	保健福祉局健康医療部部長	大島 晶子
25	市町村	糸島市	健康増進部 部長	内野 孝治

## 〔福岡県粕屋区域地域医療構想調整会議（20名）〕

No	種別・推薦団体等	委員所属名	委員役職	委員名
1	福岡県医師会	粕屋医師会	会長	松尾 喬之
2	福岡県医師会	粕屋医師会	副会長	原 速
3	福岡県歯科医師会	粕屋歯科医師会	専務理事	梶原 浩
4	福岡県薬剤師会	粕屋薬剤師会	会長	馬場 智弘
5	福岡県看護協会	青洲会 在宅総合ケアセンター	看介護部長 (福岡2地区支部長)	大石 智恵美
6	福岡県病院協会	福岡市医師会 成人病センター	院長	壁村 哲平
7	福岡県私設病院協会	篠栗病院	院長 (協会副会長)	陣内 重三
8	福岡県精神科病院協会	福岡聖恵病院	理事長・院長	安松 聖高
9	福岡県有床診療所協議会	福岡県有床診療所協議会	顧問	大岩 俊夫
10	福岡県医療法人協会	水戸病院	理事長	吉松 秀則
11	福岡県保険者協議会	福岡県 後期高齢者医療広域連合	事務局次長	福永 たつ子
12	保健所	福岡県 粕屋保健福祉事務所	保健監	佐野 正
13	市町村	古賀市	保健福祉部 部長	青谷 昇
14	市町村	宇美町	健康づくり課 課長	安川 禎幸
15	市町村	篠栗町	健康課課長	村瀬 修
16	市町村	志免町	健康課課長	作本 和美
17	市町村	須恵町	健康福祉課 課長	小林 はつみ
18	市町村	新宮町	健康福祉課 課長	桐島 光昭
19	市町村	久山町	健康福祉課 課長	物袋 由美子
20	市町村	粕屋町	健康づくり課 課長	中小原 浩臣

## 〔福岡県宗像区域地域医療構想調整会議（14名）〕

No	種別・推薦団体等	委員所属名	委員役職	委員名
1	福岡県医師会	宗像医師会	会長	上田 寛
2	福岡県医師会	宗像医師会	理事	小島 武士
3	福岡県歯科医師会	宗像歯科医師会	副会長	北村 哲朗
4	福岡県薬剤師会	宗像薬剤師会	会長	安東 恵津子
5	福岡県看護協会	宗像水光会総合病院	看護部長 (福岡5地区支部長)	大濱 京子
6	福岡県病院協会	宗像医師会病院	院長 (協会理事)	大塚 毅
7	福岡県私設病院協会	宗像水光会総合病院	理事長 (協会専務理事)	津留 英智
8	福岡県精神科病院協会	宗像病院	院長	長谷川 浩二
9	福岡県有床診療所協議会	福岡県有床診療所協議会	-	井上 隆
10	福岡県医療法人協会	摩利支病院	理事長	田中 廣樹
11	福岡県保険者協議会	福津市	保険年金医療課 課長	吉田 雅子
12	保健所	福岡県 宗像・遠賀保健福祉環境事務所	保健監	筒井 博之
13	市町村	宗像市	保険医療担当部 部長	篠原 万人
14	市町村	福津市	健康福祉部 部長	中村 一枝

## 〔福岡県筑紫区域地域医療構想調整会議（17名）〕

No	種別・推薦団体等	委員所属名	委員役職	委員名
1	福岡県医師会	筑紫医師会	会長	石橋 正彦
2	福岡県医師会	筑紫医師会	副会長	竹野 文洋
3	福岡県歯科医師会	筑紫歯科医師会	副会長	仲吉 信彦
4	福岡県薬剤師会	筑紫薬剤師会	会長	竹下 文明
5	福岡県看護協会	福岡大学筑紫病院	看護部長 (3地区支部長)	樋口 靖子
6	福岡県病院協会・全国自治体病院協議会福岡県支部	県立精神医療センター 太宰府病院	名誉院長	二宮 英彰
7	福岡県私設病院協会	福岡県私設病院協会 (樋口病院)	理事長 (協会理事)	松村 順
8	福岡県精神科病院協会	乙金病院	理事長・院長	見元 伊津子
9	福岡県有床診療所協議会	福岡県有床診療所協議会	顧問	鹿子生 健一
10	福岡県医療法人協会	二日市共立病院	院長	重松 明博
11	福岡県保険者協議会	福岡県農協健康保険組合	常務理事	久保田慎一郎
12	保健所	福岡県 筑紫保健福祉環境事務所	保健監	柴田 和典
13	市町村	筑紫野市	健康福祉部 健康推進課課長	吉武 裕子
14	市町村	春日市	健康推進部 健康スポーツ課課長	藤井 謙一郎
15	市町村	大野城市	長寿社会部 すこやか長寿課課長	岩瀬 修康
16	市町村	太宰府市	地域健康部 元気づくり課課長	伊藤 剛
17	市町村	那珂川町	健康福祉部 国保年金健康課課長	石橋 小百合

## 〔福岡県朝倉区域地域医療構想調整会議（15名）〕

No	種別・推薦団体等	委員所属名	委員役職	委員名
1	福岡県医師会	朝倉医師会	会長	火野坂 徹
2	福岡県医師会	朝倉医師会	理事	田邊 庸一
3	福岡県歯科医師会	朝倉歯科医師会	副会長	井上 文弘
4	福岡県薬剤師会	朝倉薬剤師会	会長	渡邊 泰祐
5	福岡県看護協会	聖ルチア会聖ルチア病院	看護部長 (筑後1地区支部長)	原 むつ子
6	福岡県病院協会	原土井病院	病院長	小柳 左門
7	福岡県私設病院協会	朝倉健生病院	理事長	鴛淵 雅男
8	福岡県精神科病院協会	朝倉記念病院	理事長・院長	林 道彦
9	福岡県有床診療所協議会	森山内科	院長	森山 敦夫
10	福岡県医療法人協会	甘木中央病院	理事長	中村 雅史
11	福岡県保険者協議会	全国健康保険協会 福岡支部	保健グループ長	上村 景子
12	保健所	福岡県 北筑後保健福祉環境事務所	所長兼保健監	宮崎 親
13	市町村	朝倉市	健康課課長	本田 聡子
14	市町村	筑前町	健康課課長	神本 浩美
15	市町村	東峰村	保健福祉課 課長	室井 英信

## 〔福岡県久留米区域地域医療構想調整会議（23名）〕

No	種別・推薦団体等	委員所属名	委員役職	委員名
1	福岡県医師会	久留米医師会	会長	北里 誠也
2	福岡県医師会	久留米医師会	理事	岩井 一郎
3	福岡県医師会	小郡三井医師会	会長	白石 恒明
4	福岡県医師会	大川三瀧医師会	会長	酒井 良
5	福岡県医師会	浮羽医師会	監事	戸次 鎮史
6	福岡県歯科医師会	小郡三井歯科医師会	理事	樋口 秀岳
7	福岡県薬剤師会	久留米三井薬剤師会	会長	満安 徹也
8	福岡県看護協会	聖マリア病院 在宅介護部門	看護部長	村岡 京子
9	福岡県病院協会	久留米大学病院	病院長	志波 直人
10	福岡県私設病院協会	新古賀病院	理事長	古賀 伸彦
11	福岡県精神科病院協会	宮の陣病院	理事長・院長	児玉 英嗣
12	福岡県有床診療所協議会	福岡県有床診療所協議会	理事	井星 昭彦
13	福岡県医療法人協会	田主丸中央病院	理事長・院長	鬼塚 一郎
14	福岡県保険者協議会	健康保険組合連合会 福岡連合会	専務理事	小山 英治
15	福岡県保険者協議会	全国健康保険協会 福岡支部	業務部長	井上 智恵美
16	保健所	福岡県 北筑後保健福祉環境事務所	所長兼保健監	宮崎 親
17	市町村	久留米市	健康福祉部 部長	鶴木 賢
18	市町村	久留米市	保健所長	内藤 美智子
19	市町村	大川市	健康課課長	馬場 季子
20	市町村	小郡市	保健福祉部 部長	井手 雅博
21	市町村	うきは市	保健課課長	増岡 寿
22	市町村	大刀洗町	健康福祉課 課長	川原 久明
23	市町村	大木町	健康課課長	石川 忠利

## 〔福岡県八女・筑後区域地域医療構想調整会議（16名）〕

No	種別・推薦団体等	委員所属名	委員役職	委員名
1	福岡県医師会	八女筑後医師会	会長	黒岩 光
2	福岡県医師会	八女筑後医師会	理事	大橋 輝明
3	福岡県歯科医師会	八女筑後歯科医師会	専務理事	山村 芳郎
4	福岡県薬剤師会	八女筑後薬剤師会	専務理事	森 健司
5	福岡県看護協会	大牟田市立病院	看護部長 (地区理事)	羽江 和子
6	福岡県病院協会	公立八女総合病院	企業長	平城 守
7	福岡県私設病院協会	川崎病院	副院長	川崎 由美子
8	全国自治体病院協議会 福岡県支部	筑後市立病院	理事長・ 病院長	吉田 正
9	福岡県精神科病院協会	筑水会病院	理事長・院長	國芳 雅広
10	福岡県有床診療所協議会	草場内科循環器科医院	副院長	草場 健
11	福岡県医療法人協会	合原医院	理事長・院長	合原 正二
12	福岡県保険者協議会	広川町	住民課健康係 係長	小松 朋雄
13	保健所	福岡県 南筑後保健福祉環境事務所	保健監	松尾 美智代
14	市町村	八女市	市民福祉部 部長	小波 慶一郎
15	市町村	筑後市	市民生活部 部長	木庭 雄二
16	市町村	広川町	住民課課長	藤島 達也

## 〔福岡県有明区域地域医療構想調整会議（17名）〕

No	種別・推薦団体等	委員所属名	委員役職	委員名
1	福岡県医師会	大牟田医師会	会長	杉 健三
2	福岡県医師会	大牟田医師会	理事	中村 照
3	福岡県医師会	柳川山門医師会	会長	金子 壽興
4	福岡県歯科医師会	柳川山門歯科医師会	専務理事	松本 陽一
5	福岡県薬剤師会	柳川山門薬剤師会	理事	大神 修一
6	福岡県看護協会	ヨコクラ病院	看護部長 (筑後2地区支部長)	山田 レイ子
7	福岡県病院協会	聖マリア病院	院長	島 弘志
8	福岡県私設病院協会	ヨコクラ病院	院長	横倉 義典
9	全国自治体病院協議会 福岡県支部	大牟田市立病院	理事長・院長	野口 和典
10	福岡県精神科病院協会	静光園第二病院	院長	吉田 卓生
11	福岡県有床診療所協議会	福岡県有床診療所協議会	理事	重藤 紘
12	福岡県医療法人協会	長田病院	理事長	長田 英輔
13	福岡県保険者協議会	福岡県 後期高齢者医療広域連合	事務局長	八尋 一成
14	保健所	福岡県 南筑後保健福祉環境事務所	保健監	松尾 美智代
15	市町村	大牟田市	保健福祉部 部長	大久保 徳政
16	市町村	柳川市	保健福祉部 部長	原 忠昭
17	市町村	みやま市	保健福祉部 部長	加藤 康志

## 〔福岡県飯塚区域地域医療構想調整会議（16名）〕

No	種別・推薦団体等	委員所属名	委員役職	委員名
1	福岡県医師会	飯塚医師会	会長	松浦 尚志
2	福岡県医師会	飯塚医師会	副会長	西園 久徳
3	福岡県歯科医師会	飯塚歯科医師会	専務理事	小島 浩一郎
4	福岡県薬剤師会	飯塚薬剤師会	会長	濱 良一
5	福岡県看護協会	嘉麻赤十字病院	看護部長 (筑豊1地区支部長)	梅崎 淳子
6	福岡県病院協会	飯塚病院	名誉院長	田中 二郎
7	福岡県私設病院協会	西野病院	理事長・院長	西野 豊彦
8	全国自治体病院協議会 福岡県支部	飯塚市立病院	管理者	武富 章
9	福岡県精神科病院協会	飯塚記念病院	院長	豊永 武一郎
10	福岡県有床診療所協議会	泌尿器科 C.U. クリニック	院長	江本 純
11	福岡県医療法人協会	いわみハートクリニック	理事長・院長	岩見 元照
12	福岡県保険者協議会	三井ハイテック 健康保険組合	常務理事	中村 厚
13	保健所	福岡県 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	保健監	箆島 健一
14	市町村	飯塚市	こども・健康部 健幸・スポーツ課課長	實藤 和也
15	市町村	嘉麻市	福祉事務所長	山田 昌郎
16	市町村	桂川町	健康福祉課 課長	江藤 栄次

〔福岡県直方・鞍手区域地域医療構想調整会議（17名）〕

No	種別・推薦団体等	委員所属名	委員役職	委員名
1	福岡県医師会	直方鞍手医師会	会長	山近 仁
2	福岡県医師会	直方鞍手医師会	副会長	菅原 啓介
3	福岡県歯科医師会	直方歯科医師会	副会長	宇野 大作
4	福岡県薬剤師会	直方鞍手薬剤師会	副会長	三好 滋久
5	福岡県看護協会	福岡県看護協会	地区理事	下司 恵美子
6	福岡県病院協会	宮田病院	院長	中山 眞一
7	福岡県私設病院協会	有吉病院	院長	有吉 通泰
8	全国自治体病院協議会 福岡県支部	くらて病院	理事長	八代 晃
9	福岡県精神科病院協会	高山病院	院長	高山 克彦
10	福岡県有床診療所協議会	梅谷外科胃腸科医院	理事長	梅谷 博史
11	福岡県医療法人協会	西尾病院	理事長	西尾 謙吾
12	福岡県保険者協議会	全国健康保険協会 福岡支部	レセプト グループ長	林 純也
13	保健所	福岡県 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	保健監	箆島 健一
14	市町村	直方市	市民部部長	近藤 博史
15	市町村	宮若市	民生部部長	山本 和久
16	市町村	小竹町	健康増進課 課長	小川 和哉
17	市町村	鞍手町	保険健康課 課長	松永 憲昌

## 〔福岡県田川区域地域医療構想調整会議（21名）〕

No	種別・推薦団体等	委員所属名	委員役職	委員名
1	福岡県医師会	田川医師会	顧問	向野 守人
2	福岡県医師会	田川医師会	理事	田中 裕穂
3	福岡県歯科医師会	田川歯科医師会	理事	村城 信也
4	福岡県薬剤師会	田川薬剤師会	専務理事	田中 洋介
5	福岡県看護協会	田川市立病院	総看護師長 (筑豊2支部支部長)	中村 みどり
6	福岡県病院協会	福岡県社会保険医療協会	会長	吉村 恭幸
7	福岡県私設病院協会	松本病院	理事長・院長	松本 直樹
8	全国自治体病院協議会 福岡県支部	田川市	病院事業 管理者	齋藤 貴生
9	福岡県精神科病院協会	見立病院	理事長・院長	林田 憲昌
10	福岡県有床診療所協議会	福岡県有床診療所協議会	-	弓削 啓仁
11	福岡県医療法人協会	江本医院	理事長	江本 達志
12	福岡県保険者協議会	大任町	住民課課長	桑野 敏朗
13	保健所	福岡県 田川保健福祉事務所	保健監	中村 泰久
14	市町村	田川市	地域福祉課 課長	森田 竜治
15	市町村	香春町	保険健康課 課長	佐野 秀徳
16	市町村	添田町	保健福祉環境課 課長	梶谷 敏博
17	市町村	糸田町	住民課課長	河端 高博
18	市町村	川崎町	高齢者福祉課 課長	大塚 城司
19	市町村	大任町	住民課主事	金子 純子
20	市町村	赤村	住民課 課長補佐	久保 由美子
21	市町村	福智町	保健課課長	原田 悟志

## 〔福岡県北九州区域地域医療構想調整会議 (27名)〕

No	種別・推薦団体等	委員所属名	委員役職	委員名
1	福岡県医師会	北九州市医師会	会長	下河邊 智久
2	福岡県医師会	北九州市医師会	理事	安藤 文彦
3	福岡県医師会	門司区医師会	会長	白石 公彦
4	福岡県医師会	小倉医師会	会長	宇野 卓也
5	福岡県医師会	八幡医師会	会長	穴井 堅能
6	福岡県医師会	戸畑区医師会	会長	久能 俊昭
7	福岡県医師会	若松区医師会	会長	金崎 幹人
8	福岡県医師会	遠賀中間医師会	会長	津田 文史朗
9	福岡県歯科医師会	八幡歯科医師会	専務理事	大蔵 雅文
10	福岡県薬剤師会	八幡薬剤師会	会長	脇園 隆二
11	福岡県看護協会	産業医科大学若松病院	看護部長 (北九州4地区支部長)	黒川 雅代
12	福岡県病院協会	産業医科大学病院	病院長	佐多 竹良
13	福岡県私設病院協会	霧ヶ丘つだ病院	理事長・院長 (協会理事)	津田 徹
14	全国自治体病院協議会 福岡県支部	芦屋中央病院	理事長・院長	櫻井 俊弘
15	福岡県精神科病院協会	門司松ヶ江病院	理事長・院長	山浦 敏宏
16	福岡県有床診療所協議会	福岡県有床診療所協議会	理事	野口 碩雄
17	福岡県医療法人協会	萩原中央病院	理事長	冬野 喜郎
18	福岡県保険者協議会	安川電機健康保険組合	常務理事	加藤 猛
19	福岡県保険者協議会	全国健康保険協会 福岡支部	企画総務 グループ長	古田 俊夫
20	保健所	福岡県 宗像・遠賀保健福祉環境事務所	保健監	筒井 博之
21	市町村	北九州市	保健福祉局 健康医療部部長	永富 秀樹
22	市町村	北九州市	保健福祉局 地域福祉部部長	武田 信一
23	市町村	中間市	保健福祉部 部長	小南 敏夫
24	市町村	芦屋町	福祉課課長	吉永 博幸
25	市町村	水巻町	福祉課課長	吉田 奈美
26	市町村	岡垣町	福祉課課長	来田 理
27	市町村	遠賀町	福祉課課長	川崎 多賀生

## 〔福岡県京築区域地域医療構想調整会議（20名）〕

No	種別・推薦団体等	委員所属名	委員役職	委員名
1	福岡県医師会	京都医師会	会長	大原 紀彦
2	福岡県医師会	京都医師会	理事	野口 隆義
3	福岡県医師会	豊前築上医師会	会長	久永 孟
4	福岡県歯科医師会	豊前築上歯科医師会	専務理事	松本 研一
5	福岡県薬剤師会	京都薬剤師会	会長	谷口 健吾
6	福岡県看護協会	北九州安部山公園病院	看護部長	牧之瀬一二三
7	福岡県病院協会	今宿病院	理事長・院長	深堀 元文
8	福岡県私設病院協会	小波瀬病院	理事長	川内 彰
9	福岡県精神科病院協会	行橋記念病院	院長	一甲 則男
10	福岡県有床診療所協議会	蛭崎整形外科医院	院長	蛭崎 隆男
11	福岡県医療法人協会	新田原聖母病院	理事長	大北 泰夫
12	福岡県保険者協議会	福岡県 後期高齢者医療広域連合	医療費適正化 等担当次長	鳥巢 好孝
13	保健所	福岡県 京築保健福祉環境事務所	保健監	岩佐 一弘
14	市町村	行橋市	福祉部地域福祉課 課長	橋本 明
15	市町村	豊前市	健康長寿推進課 課長	林田 冷子
16	市町村	苅田町	子育て・健康課 課長	長尾 泰裕
17	市町村	みやこ町	健康づくり課 課長	荒巻 誠
18	市町村	吉富町	健康福祉課 課長	上西 裕
19	市町村	上毛町	子ども未来課 課長	垂水 英治
20	市町村	築上町	住民課課長	加藤 秀隆

## 〔福岡県医療審議会（29名）〕

No	種別等	委員所属名	委員役職	委員名
1	医師、歯科医師、薬剤師	福岡県医師会	会長	松田 峻一良
2	医師、歯科医師、薬剤師	福岡県医師会	副会長	蓮澤 浩明
3	医師、歯科医師、薬剤師	福岡県医師会	副会長	堤 康博
4	医師、歯科医師、薬剤師	福岡県医療法人協会	名誉会長	大塚 量
5	医師、歯科医師、薬剤師	福岡県病院協会	副会長	竹中 賢治
6	医師、歯科医師、薬剤師	福岡県私設病院協会	会長	江頭 啓介
7	医師、歯科医師、薬剤師	全国自治体病院協議会 福岡県支部	副支部長	武富 章
8	医師、歯科医師、薬剤師	福岡県精神科病院協会	会長	富松 愈
9	医師、歯科医師、薬剤師	福岡県歯科医師会	会長	長谷 宏一
10	医師、歯科医師、薬剤師	福岡県薬剤師会	会長	藤野 哲朗
11	医師、歯科医師、薬剤師	九州大学病院	病院長	石橋 達朗
12	医師、歯科医師、薬剤師	福岡大学病院	病院長	井上 亨
13	医師、歯科医師、薬剤師	久留米大学病院	病院長	志波 直人
14	医師、歯科医師、薬剤師	産業医科大学病院	病院長	佐多 竹良
15	受療者	福岡県市長会	会長	檜原 利則
16	受療者	福岡県町村会	常任理事	田頭 喜久己
17	受療者	健康保険組合連合会 福岡連合会	専務理事	小山 英治
18	受療者	福岡市男女共同参画推進センター	館長	高本 英一
19	受療者	福岡県介護福祉士会	副会長	賀戸 麻里子
20	受療者	福岡県地域婦人会連絡協議会	委員	川野 栄美子
21	受療者	福岡県弁護士会	弁護士	吉田 奈津子
22	受療者	九州北部税理士会	税理士	熊手 艶子
23	学識経験者	福岡県議会	議員	吉原 太郎
24	学識経験者	福岡県議会	議員	秋田 章二
25	学識経験者	福岡県看護協会	会長	花岡 夏子
26	学識経験者	福岡県栄養士会	常任理事	渡邊 啓子
27	学識経験者	九州大学大学院 医学研究院保健学部門	教授	樗木 晶子
28	学識経験者	国立病院機構九州グループ	総括長	宇都 洋一
29	学識経験者	福岡県保健所長会	会長	宮崎 親

## 〔福岡県医療審議会医療計画部会（15名）〕

No	種別等	委員所属名	委員役職	委員名
1	医療審議会委員	福岡県医師会	副会長	蓮澤 浩明
2	医療審議会委員	福岡県病院協会	副会長	竹中 賢治
3	医療審議会委員	福岡県私設病院協会	会長	江頭 啓介
4	医療審議会委員	福岡県精神科病院協会	会長	富松 愈
5	医療審議会委員	健康保険組合連合会 福岡連合会	専務理事	小山 英治
6	医療審議会委員	福岡県保健所長会	会長	宮崎 親
7	専門委員	福岡県医師会	専務理事	瀬戸 裕司
8	専門委員	福岡県医師会	常任理事	寺澤 正壽
9	専門委員	福岡県医師会	常任理事	戸次 鎮史
10	専門委員	福岡県歯科医師会	専務理事	大山 茂
11	専門委員	福岡県薬剤師会	副会長	井上 章治
12	専門委員	福岡県看護協会	専務理事	江田 柳子
13	専門委員	産業医科大学	名誉教授	舟谷 文男
14	専門委員	北九州市	保健福祉局 医務監	松本 哲朗
15	専門委員	福岡市	保健福祉局 理事	永渕 英洋



# 資料 14

## 資料 14 法令等

- (1) 福岡県医療審議会運営規程
- (2) 福岡県地域医療構想策定会議・調整会議の設置要綱・運営要綱
- (3) 医療法（昭和 23 年 7 月 30 日法律第 205 号）（抄）（知事の権限関連）



## 資料 14 法令等

【図表 14-1】福岡県医療審議会運営規程

## 福岡県医療審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）に基づき、福岡県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(招集通知)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所、審議会に付すべき事項を委員に通知しなければならない。

(専門委員等)

第3条 専門の事項を調査審議させるため、審議会に専門委員10人以内を置く。  
2 必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させその意見を述べさせることができる。

(医療法人部会)

第4条 審議会に、次に掲げる事項を調査審議させるため、医療法人部会（以下「法人部会」という。）を置く。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項に基づき社会医療法人の認定をし、又は法第64条の2第1項に基づき社会医療法人の認定を取り消す処分に係る事項
  - (2) 法第45条第2項に基づき、医療法人の設立を認可し、又は認可しない処分に係る事項
  - (3) 法第55条第4項に基づき、医療法人の解散を認可し、又は認可しない処分に係る事項
  - (4) 法第57条第5項に基づき、医療法人の合併を認可し、又は認可しない処分に係る事項
  - (5) 福岡県知事から諮問を受けた法第46条の3第1項ただし書の規定による医療法人の医師又は歯科医師でない理事長を認可し、又は許可しない処分に係る事項
- 2 法人部会は、委員10人以内で構成する。
  - 3 法人部会は、部会長が招集する。
  - 4 法人部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
  - 5 議事は、出席した委員の全員一致で決する。
  - 6 前項の議決は、審議会の議決とする。
  - 7 第5項の議決を得なかった事項は、審議会で審議する。
  - 8 部会長は、調査審議の内容を審議会に報告しなければならない。

(医療計画部会)

第5条 審議会に、次に掲げる事項を調査審議させるため、医療計画部会（以下「計画部会」という。）を置く。

- (1) 法第30条の4に基づく医療計画の見直しに関する事項

(2) 法第30条の4に基づく医療計画の推進に関する事項

- 2 計画部会は、委員及び専門委員18人以内で構成する。
- 3 前条第3項、第4項及び第8項の規定は、計画部会について準用する。

(読替え規定)

第6条 第2条及び第3条第2項の規定は、部会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健医療介護部医療指導課において処理する。

(議事録の署名及び保存)

第8条 審議会は、審議の概要を議事録として保存する。

- 2 議事録に署名する委員は、会長が出席委員の中から指名する。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和61年12月1日から施行する。

(中略)

附 則

この規程は、平成21年3月31日から施行する。

## 【図表 14-2】福岡県地域医療構想策定会議・調整会議の設置要綱・運営要綱

## ① 福岡県地域医療構想策定会議

## 福岡県地域医療構想策定会議設置要綱

制定 平成27年10月19日

## (設置)

第1条 地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の策定に関し、必要な事項を協議するため、福岡県地域医療構想策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 策定会議は、次の事項について協議する。

- 一 地域医療構想を策定するにあたり、複数又は全ての構想区域（同号に規定する「構想区域」をいう。ただし、構想区域が決定されるまでの間は、福岡県保健医療計画において定める二次保健医療圏とする。以下同じ。）間において、調整が必要な事項
- 二 その他地域医療構想の策定に関し必要な事項

## (委員)

第3条 策定会議は、委員13人以内で構成する。

- 2 委員は、次に掲げる者の中から知事が任命する。
  - 一 医療関係者
  - 二 医療保険者
  - 三 その他地域医療構想の策定に関し必要な者

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (議長)

第5条 策定会議に議長を置く。

- 2 議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

## (運営)

第6条 策定会議の招集は、必要に応じ、県が行う。

- 2 議長は、委員の代理を認めることができる。
- 3 策定会議は、専門的事項その他地域医療構想の策定に関し必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 策定会議の庶務は、保健医療介護部医療指導課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、会議の運営に必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月19日から施行する。
- 2 この要綱は、施行の日から起算して2年を経過した日に、その効力を失う。

## 福岡県地域医療構想策定会議運営要領

制定 平成27年10月19日

(総則)

第1条 福岡県地域医療構想策定会議設置要綱第8条の規定に基づき、会議の運営に必要な事項を定める。

(定足数等)

第2条 策定会議において、協議を調えるため、議決を行う場合は、委員の過半数が出席していなければならない。

2 前項の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附 則

- 1 この要領は、平成27年10月19日から施行する。
- 2 この要領は、施行の日から起算して2年を経過した日に、その効力を失う。

## ② 福岡県地域医療構想調整会議

## 福岡県地域医療構想調整会議設置要綱

制定 平成27年10月19日

改正 平成27年12月18日

## (設置)

第1条 地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の策定及び推進に関し必要な事項を協議するため、構想区域（同号に規定する「構想区域」をいう。ただし、構想区域が決定されるまでの間は、福岡県保健医療計画において定める二次医療圏とする。以下同じ。）ごとに、福岡県地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

2 調整会議の名称、対象地域は別表のとおりとする。

## (協議事項)

第2条 調整会議は、次の事項について協議する。

- 一 構想区域における医療提供体制の構築に関する事項
- 二 その他地域医療構想の策定及び推進に関し必要な事項

## (委員)

第3条 調整会議は、別表に掲げる委員の数以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から知事が任命する。

- 一 医療関係者
- 二 医療保険者
- 三 行政関係者
- 四 その他地域医療構想の策定及び推進に関し必要な者

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

## (議長)

第5条 調整会議に議長を置く。

2 議長は、委員の互選により定める。ただし、議事について、議長が特別な利害関係を有する場合

は、委員の互選により、他の委員が議長を代理することができる。

3 議長は、会務を総理する。

4 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

## (運営)

第6条 調整会議の招集は、必要に応じ、県が行う。

- 2 議長は、委員の代理を認めることができる。
- 3 議長は、専門的事項その他地域医療構想の策定及び推進に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。
- 4 調整会議は、病床機能等に関する個別具体的な協議を行うなど、議事に応じて、参加者を選定して開催することができる。ただし、この場合は、第3項及び第4項の「委員」は「議長が選定した委員」と読み替えるものとする。

(部会等の設置)

第7条 県は、特定の議事に関する協議を継続的に実施する必要がある場合、部会又はワーキンググループ（以下「部会等」という。）を置くことができる。

- 2 部会等の運営に関する事項は、県が定める。

(事務局等)

第8条 調整会議の事務局は、別表に掲げる保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所（以下「保健福祉環境事務所等」という。）に置く。

- 2 調整会議の庶務は、保健福祉環境事務所等と保健医療介護部医療指導課が協力して処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、調整会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月18日から施行する。

(別表)

構想区域	名称	対象地域		委員の数	事務局
		二次医療圏	構成市郡		
福岡・糸島	福岡県福岡・糸島区域地域医療構想調整会議	福岡・糸島	福岡市、糸島市	25人	糸島保健福祉事務所
粕屋	福岡県粕屋区域地域医療構想調整会議	粕屋	古賀市、糟屋郡(宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町)	21人	粕屋保健福祉事務所
宗像	福岡県宗像区域地域医療構想調整会議	宗像	宗像市、福津市	15人	宗像・遠賀保健福祉環境事務所
筑紫	福岡県筑紫区域地域医療構想調整会議	筑紫	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡(那珂川町)	18人	筑紫保健福祉環境事務所
朝倉	福岡県朝倉区域地域医療構想調整会議	朝倉	朝倉市、朝倉郡(筑前町、東峰村)	16人	北筑後保健福祉環境事務所
久留米	福岡県久留米区域地域医療構想調整会議	久留米	久留米市、大川市、小郡市、うきは市、三井郡(大刀洗町)、三潴郡(大木町)	24人	北筑後保健福祉環境事務所
八女・筑後	福岡県八女・筑後区域地域医療構想調整会議	八女・筑後	八女市、筑後市、八女郡(広川町)	16人	南筑後保健福祉環境事務所
有明	福岡県有明区域地域医療構想調整会議	有明	大牟田市、柳川市、みやま市	17人	南筑後保健福祉環境事務所
飯塚	福岡県飯塚区域地域医療構想調整会議	飯塚	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡(桂川町)	16人	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
直方・鞍手	福岡県直方・鞍手区域地域医療構想調整会議	直方・鞍手	直方市、宮若市、鞍手郡(小竹町、鞍手町)	17人	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
田川	福岡県田川区域地域医療構想調整会議	田川	田川市、田川郡(香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町)	21人	田川保健福祉事務所
北九州	福岡県北九州区域地域医療構想調整会議	北九州	北九州市、中間市、遠賀郡(芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町)	27人	宗像・遠賀保健福祉環境事務所
京築	福岡県京築区域地域医療構想調整会議	京築	行橋市、豊前市、京都郡(苅田町、みやこ町)、築上郡(吉富町、上毛町、築上町)	21人	京築保健福祉環境事務所

## 福岡県地域医療構想調整会議運営要領

制定 平成27年10月19日

(設置)

第1条 福岡県地域医療構想調整会議設置要綱第9条の規定に基づき、会議の運営に必要な事項を定める。

(定足数等)

第2条 調整会議において、協議を調えるため、議決を行う場合は、委員の過半数が出席していなければならない。

2 前項の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附 則

この要領は、平成27年10月19日から施行する。

## 【図表 14・3】医療法（昭和 23 年 7 月 30 日法律第 205 号）（抄）（知事の権限関連）

（開設許可）

第七条（略）

2～4（略）

5 都道府県知事は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請に対する許可には、当該申請に係る病床において、第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分（以下この項において「病床の機能区分」という。）のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域（第三十条の四第一項に規定する医療計画（以下この項及び次条において「医療計画」という。）において定める第三十条の四第二項第七号に規定する構想区域をいう。）における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号イに規定する将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することその他の医療計画において定める同号に規定する地域医療構想の達成の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める条件を付することができる。

6（略）

（許可の制限）

第七条の二（略）

一 第三十一条に規定する者

二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定に基づき設立された共済組合及びその連合会

三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定に基づき設立された共済組合

四 前二号に掲げるもののほか、政令で定める法律に基づき設立された共済組合及びその連合会

五 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団

六 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定に基づき設立された健康保険組合及びその連合会

七 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定に基づき設立された国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

八 独立行政法人地域医療機能推進機構

2（略）

3 都道府県知事は、第一項各号に掲げる者が開設する病院（療養病床等を有するものに限る。）又は診療所（前条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。）の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、同条第六項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数を既に超えている場合において、当該病院又は診療所が、正当な理由がなく、前条第一項若しくは第二項の許可に係る療養病床等又は同条第三項の許可を受けた病床に係る業務の全部又は一部を行っていないときは、当該業務を行つ

ていない病床数の範囲内で、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置をとるべきことを命ずることができる。

4～6 (略)

7 都道府県知事は、第三項の規定による命令をした場合において、当該命令を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

8 (略)

(勧告)

第二十七条の二 都道府県知事は、病院又は診療所の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、第七条第五項の規定により当該許可に付された条件に従わないときは、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて、当該条件に従うべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(開設許可の取消等)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、地域医療支援病院の承認を取り消すことができる。

一～四 (略)

五 地域医療支援病院の開設者又は管理者が第七条の二第三項、第二十七条の二第二項又は第三十条の十五第六項の規定に基づく命令に違反したとき。

六 地域医療支援病院の開設者又は管理者が第三十条の十二第二項又は第三十条の十七の規定に基づく勧告に従わなかつたとき。

七 地域医療支援病院の開設者又は管理者が第三十条の十六第一項の規定に基づく指示に従わなかつたとき。

4～7 (略)

(読替規定)

第三十条の十二 第七条の二第三項から第六項までの規定は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合において、同条第一項各号に掲げる者以外の者が開設する病院（療養病床又は一般病床を有するものに限る。）又は診療所（第七条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。）について準用する。この場合において、第七条の二第三項中「命ずる」とあるのは「要請する」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前項」と、「病床数及び当該申請に係る病床数」とあるのは「病床数」と、同条第五項中「第一項から第三項まで」とあり、及び同条第六項中「第一項若しくは第二項の規定により前条第一項から第三項までの許可を与えない処分をし、又は第三項」とあるのは「第三項」と、同項中「命令しよう」とあるのは「要請し

よう」と読み替えるものとする。

- 2 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第七条の二第三項の規定による要請を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていないと認めるときは、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(構想区域等との協議)

第三十条の十四 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（第三十条の十六第一項において「構想区域等」という。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（以下この条において「関係者」という。）との協議の場（第三十条の二十三第一項を除き、以下「協議の場」という。）を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

- 2 関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。
- 3 第七条第五項に規定する申請をした者は、当該申請に係る病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更に関して、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため、協議の場における協議に参加するよう都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

(基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合の書面の提出)

第三十条の十五 都道府県知事は、第三十条の十三第一項の規定による報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合その他の厚生労働省令で定める場合において、当該報告をした病床機能報告対象病院等（以下この条及び次条において「報告病院等」という。）の所在地を含む構想区域における病床機能報告対象病院等の病床の当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた数が、医療計画において定める当該構想区域における当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた将来の病床数の必要量に既に達しているときは、報告病院等の開設者又は管理者に対し、当該報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由その他の厚生労働省令で定める事項（以下この条において「理由等」という。）を記載した書面の提出を求めることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の書面に記載された理由等が十分でないとき、当該報告病院等の開設者又は管理者に対し、協議の場における協議に参加するよう求めることができる。
- 3 報告病院等の開設者又は管理者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。
- 4 都道府県知事は、第二項の協議の場における協議が調わないとき、その他の厚生労働省令で定めるときは、当該報告病院等の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう求めることができる。

- 5 報告病院等の開設者又は管理者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう努めなければならない。
- 6 都道府県知事は、第二項の協議の場における協議の内容及び第四項の説明の内容を踏まえ、当該理由等がやむを得ないものと認められないときは、報告病院等（第七条の二第一項各号に掲げる者が開設するものに限る。）の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、第三十条の十三第一項の規定による報告に係る基準日病床機能を当該報告に係る基準日後病床機能に変更しないことその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 7 前項の規定は、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため特に必要がある場合において、第七条の二第一項各号に掲げる者以外の者が開設する報告病院等について準用する。この場合において、前項中「命ずる」とあるのは、「要請する」と読み替えるものとする。

（将来の病床数の必要量に達していないものに係る措置の指示）

- 第三十条の十六 都道府県知事は、医療計画において定める地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について、協議の場における協議が調わないとき、その他の厚生労働省令で定めるときは、構想区域等における病床機能報告対象病院等（第七条の二第一項各号に掲げる者が開設するものに限る。）の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病床の機能区分のうち、当該構想区域等に係る構想区域における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することその他必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 2 前項の規定は、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため特に必要がある場合において、第七条の二第一項各号に掲げる者以外の者が開設する病床機能報告対象病院等について準用する。この場合において、前項中「指示する」とあるのは、「要請する」と読み替えるものとする。

（勧告）

- 第三十条の十七 都道府県知事は、第三十条の十五第七項において読み替えて準用する同条第六項又は前条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による要請を受けた病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていないと認めるときは、当該病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講ずべきことを勧告することができる。

（指示又は勧告に従わなかつた旨の公表）

- 第三十条の十八 都道府県知事は、第三十条の十五第六項の規定による命令、第三十条の十六第一項の規定による指示又は前条の規定による勧告をした場合において、当該命令、指示又は勧告を受けた病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。